

# 仕 様 書

## 1. 件名

東京都立大学（日野キャンパス）6号館講義室及び実験室内什器類の買入れ（R4・5）

## 2. 納入場所

東京都日野市旭が丘六丁目6番地 東京都立大学日野キャンパス

## 3. 履行期限

- （1）2階大講義室及び3階小講義室を除く全ての個所 令和5年6月30日
- （2）2階大講義室及び3階小講義室 令和5年8月31日

## 4. 支払方法

本業務の支払方法は、以下のとおり、各業務の履行検査合格後、適正な請求書が提出されてから60日以内に支払うものとする。

- （1）1回目（契約締結日の翌日から令和5年6月30日までの業務）：  
2階大講義室及び3階小講義室を除く全ての個所
- （2）2回目（令和5年7月1日から令和5年8月31日までの業務）：  
2階大講義室及び3階小講義室

## 5. 仕様・設置

- （1）JOIFA（一般社団法人日本オフィス家具協会）に加入するメーカーの製品であること。
- （2）品名・規格・数量等については、別紙、「仕様内訳書」及び「平面図」を参照すること。
- （3）規格・機能については特に指定する場合を除き、仕様内訳書で明示したものと同等又はそれ以上の機能・性能を有すること。
- （4）特に指定する場合を除き、同物品の規格、色等は納品場所ごとに統一すること。
- （5）大学の施設（実験室、研究室等）ということを十分に考慮し、備品類の選定を行うこと。必要に応じて、本学担当者（以下、担当者という。）の確認を得ること。
- （6）多くの部品類を納入することになるため、仕様内訳書の内容をよく確認すること。平机、片袖机の違いや椅子（キャスター有無、肘掛有無）等、よく似た物品もあるため注意すること。不明な点等が生じた場合、必ず担当者と調整すること。
- （7）すべての備品類の搬入、組立・設置まで行うこと。
- （8）収納庫、ロッカー及び書架については、転倒防止措置を行うこと。措置の方法については、納入する物品の特徴を考慮し、担当者の承諾を得たうえで決定する。  
なお、これに要する費用は受注者が負担する。

- (9) 設置作業の際には、部屋内に汚れ・傷等がつかないように、必ず養生を行うこと。万一損害が生じた場合は、受注者の負担により原状に復旧すること。
- (10) 作業完了後は、梱包材、各材料、廃材その他残存物を完全に搬出し、清掃をすること。
- (11) 設置に際して、電源が必要な場合は、担当者に申し出ること。

## 6. 納品

- (1) 以下に本業務の履行期間と履行期間が重複する予定の契約予定案件を示す。これら契約予定案件の物品搬入や工事等の際には、必要に応じて工程の作成に協力すること。  
なお、件名は変更される可能性がある。

- ア 東京都立大学（日野キャンパス）6号館通信ケーブル敷設作業委託（R4・5）
- イ 東京都立大学（日野キャンパス）6号館ネットワークの構築委託（R4・5）
- ウ 東京都立大学（日野キャンパス）6号館講義室及び実験室内 AV 機器の買入れ（R4・5）
- エ 東京都立大学日野キャンパス6号館1階「産学公連携スペース」内の AV 機器の買入れ（R4・5）
- オ 東京都立大学（日野キャンパス）6号館移設業務委託（R4・5）

- (2) 搬入経路については、担当者と打合せを行っただうえで決定すること。
- (3) 納品にかかる諸費用（運搬・雑材料・設置等の費用）は受注者の負担とする。
- (4) 納品場所は、別紙平面図を参照し、担当者と調整のうえ決定すること。
- (5) 納品時の発生材、梱包材等は受注者が責任を持って引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること。
- (6) 納品時は十分に安全に配慮し、怪我のないよう行うこと。また、建物、設備を傷つけないよう特に配慮すること。万一損害を生じた場合は、受注者の負担により原状に復旧すること。
- (7) 納品時にエレベーターを使用する場合は、別紙「エレベーター仕様」をよく確認すること。  
エレベーター内の養生も必ず行うこと。
- (8) 既存品を一定数まとめて指定場所へ運搬する計画で、一時的な仮置き場所が必要な場合は、担当者と十分に調整を行うこと。

## 7. 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 8. その他

- (1) 本仕様に関して不明な点が生じた場合は、担当者と協議し決定すること。
- (2) 設置完了を確認するまでに必要な作業が発生した場合は、受注者が作業を行うこと。これに要する費用は受注者が負担する。
- (3) 納品の際には、必ず本学検査員による検査を受けること。

### 【担当】

東京都立大学 日野キャンパス

管理部管理課庶務係 企画担当

担当者名：新谷、松本

E-mail : h-shisetsu@jmj.tmu.ac.jp

電話番号：042-585-8609